

岩手県告示第446号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、平成23年岩手県商品流通調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

平成24年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 都道府県間における商品流通状況を明らかにし、平成23年岩手県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 平成23年12月31日現在において県内に事業所を有する営利法人のうち、統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属する事業所であって、品目別出荷額の概ね上位80パーセントを占める事業所。ただし、経済産業省が実施する平成23年商品流通調査の対象事業所を除く。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - (1) 報告を求める事項 次に掲げる事項の全部又は一部
    - ア 事業所名、事業所の所在地及び問合せ先
    - イ 製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額及び国内向け出荷額並びに国内向け出荷額のうち消費地別構成比及び業種別構成比
  - (2) 基準となる期日又は期間 平成23年12月31日現在で同日以前1年間
- 4 報告を求めるもの 2に同じ。
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する別に定める調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
- 6 報告を求める期間 平成24年7月2日から同年9月28日まで